

債務の履行に関する方針

株式会社メルコイン（以下、「当社」といいます。）は、暗号資産交換業に関する内閣府令第23条3項に基づき、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、資金決済に関する法律第63条の1第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客さまの暗号資産（以下、「分別管理暗号資産」といいます。）で当該お客さまに対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 債務履行の方法

当社は、当社が管理する分別管理暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、当社がお客さまに対して負担する分別管理暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合、債務の全部を履行するにあたり不足する暗号資産と同種・同量の暗号資産を調達し、お客様に返還いたします。

ただし、同種・同量の暗号資産の調達が難しいと当社が判断した場合には、暗号資産の返還に代えて、又は暗号資産の返還とともに金銭によりお客さまに当該不足額の相当額を返還することがあります。

2. 債務の履行の時期

当社は、第1項の債務の履行を、秘密鍵等の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由が発生したのち、当社において可能な限り速やかに行うものとします。

3. 債務の履行の方法が金銭による場合の弁済額算定の基準日及び方法

当社は、第1項ただし書きにしたがい、暗号資産の返還に代えて、又は暗号資産の返還とともに金銭によりお客さまに当該不足額の相当額を返還する場合には、当社が適切と判断した方法で算定基準日及び方法を決定し、不足額を日本円で算定の上、速やかにお客さまの取引口座に日本円を入金する方法でお支払いします。